

岩城教育文化等人材育成事業補助金
事業メニュー詳細

由利本荘市
令和5年4月

《Q & A》 ～事業全体について～

Q. 岩城地域でイベント実施したいと考えています。補助の対象となりますか。

A. イベント等の開催については、本事業で対象とすることを想定しておりません。市が実施している他の補助事業をご活用ください。

Q. この事業と、市が実施している他の補助事業を併用することはできますか。

A. 他事業との併用はできません。

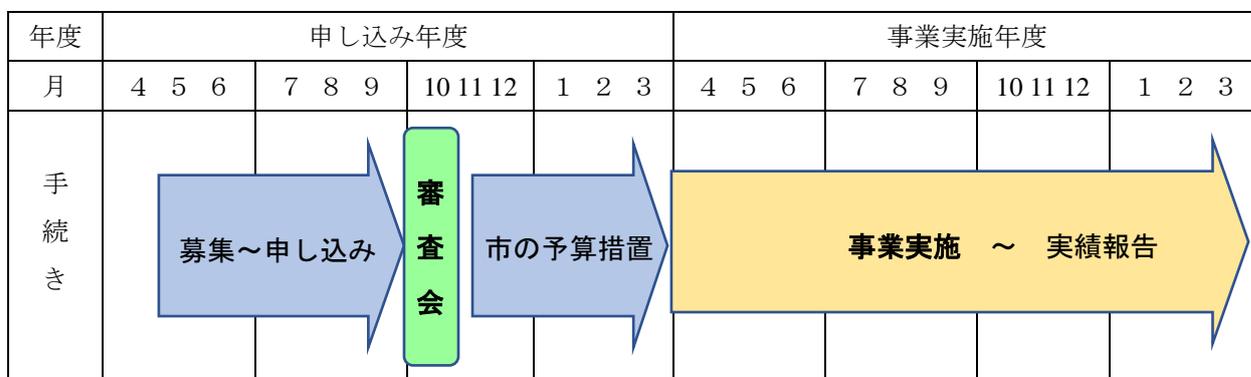
Q. 必要書類は補助金交付要綱に記載されたもので全てですか。

A. 補助金交付要綱に示す書類等は、事業採択を受けるための必要書類です。実際に事業採択となった場合は、別に補助金の交付を受けるための手続きが必要です。

補助金の交付を受けるための手続きは、市補助金等の適正に関する条例施行規則に定める様式等で行っていただきます。

Q. 申請等、手続きの手順を教えてください。

A. 概ねのスケジュールとして、5～9月に募集を行い10月に審査会の開催、その後市の予算措置を経て翌年4月から事業実施となります。事業実施年度中に事業を完了させ、実績報告をしていただきます。



人づくり事業

人材育成スキルアップ事業

〔補助の条件等〕

対象：岩城地域に居住する個人

対象事業：個人が受ける研修等

助成：年1回限り

〔補助金の額〕

1人につき対象経費の1/2以内（最高限度額10万円）

〔対象経費〕

研修参加に係る交通費、宿泊費、研修費、オンライン研修に要する参加費、通信講座に係る受講料 など

※取得しようとする資格及び研修内容が社会通念上適切であり、申請者の就労・労働の助力となるものであること。

〔補助の対象とならない経費〕

研修期間中の飲食費、オンライン研修に要する通信費及び関連機器購入費、研修申し込み等の手続きに要する通信費、専門学校その他学校に類するものへの入校に関わる経費、自動車運転免許及び自動二輪運転免許取得のための合宿参加経費、趣味の分野に類する習い事（各種スポーツ教室、各種芸術教室、料理教室など） など

※同一内容による複数回の申請は認めない。

【対象事業例】

- ・資格取得研修
- ・各種ビジネス研修

〔申請時提出書類〕

- ①岩城教育文化等人材育成事業審査申請書（様式第1号）
- ②岩城教育文化等人材育成事業補助対象事業者概要書（様式第2号）
- ③住民票の写し
- ④研修内容のわかる資料（受講要領、募集フライヤー、必要経費の内訳 など）

〔実績報告時提出書類〕

- ①岩城教育文化等人材育成事業実績報告書（様式第6号）
- ②研修報告書
- ③研修時の資料等（受講資料 など）
- ④領収書の写し
- ⑤研修等の様子がわかる写真等

《Q & A》 ～人材育成スキルアップ事業について～

Q. 国家資格の取得を考えています。受験料は補助の対象になりますか。

A. 本事業は研修参加費に対する助成を目的としており、単なる受験料は対象外となります。また、講習を受けることをもって資格取得となる研修（防火管理者、食品衛生責任者など）の受講料も同様に対象外です。

Q. 自分は危険物取扱者になっていますが、保安講習の受講料は補助の対象になりますか。

A. 既に資格を有している方の更新・継続に係る経費は対象外となります。

Q. 研修中の飲食費は対象外とのことですが、宿泊所が1泊2食付きとなっています。どのような取り扱いになりますか。

A. 支払いの内訳などで宿泊費と食事代をそれぞれ確認できる場合は、宿泊費部分のみを対象とします（サービス料、消費税などは案分とします）。確認できる明細書などをご準備ください。

宿泊費と食事代を分割することができない場合は、宿泊所への支払い総額から食事代としての定額を減額します。『食事代としての定額』は「由利本荘市職員の旅費に関する条例」の規定に準じ、朝食 800 円、夕食 1,600 円とします。1泊朝食付などの場合も、同様の取り扱いとします。

Q. オンライン研修に参加したいのですが、一定期間に複数回行われる内容となっています。研修期間が年度をまたぎますが、どのような取り扱いになりますか。

A. 市の予算措置の都合上、単年度での助成が基本となります。研修期間が複数年度にまたがる場合は、当該年度分のみ対象として取り扱います。

Q. 受講しようとしている研修で、実技用の資材費がかかります。この部分は補助対象となりますか。

A. 補助の対象は研修参加費やテキスト、資料代などとなります。資材費、機材購入費などについては対象外とします。

Q. オンライン研修に参加したいのですが、ペーパーの資料が一切ありません。支払いもネット振り込みになりますが、申請や実績報告はどのように行うべきですか。

A. 主催者側でのペーパー資料発行がない場合でも、必要な情報が確認できるものを必ずご提出ください。各種データ（PDFの研修資料、電子領収書など）がある場合は、印刷の上提出してください。データがない場合は、パソコンのハードコピーなどを活用しながら、内容を確認できる画面情報をデータ化し、印刷の上提出してください。

人づくり事業

人材育成活動支援事業

〔補助の条件等〕

対象：岩城地域に事務所を有する事業所等

対象事業：事業所等が開催する研修等

助成：年1回限り

〔補助金の額〕

対象経費の1／2以内（最高限度額30万円）

〔対象経費〕

研修会開催に係る講師謝金、交通費、宿泊費、研修費、会場借り上げ料、備品等使用料 など

〔補助の対象とならない経費〕

研修期間中の飲食費、オンライン研修に要する通信費及び関連機器購入費 など

【対象事業例】

- ・地域学習研修
- ・各種社員研修（コンプライアンス研修、接遇研修、クレーム対応研修 など）

〔申請時提出書類〕

- ①岩城教育文化等人材育成事業審査申請書（様式第1号）
- ②岩城教育文化等人材育成事業補助対象事業者概要書（様式第2号）
- ③法人登記簿（住民票の写し）
- ④研修内容のわかる資料（開催要領、必要経費の内訳 など）
- ⑤経費の収支予算書
- ⑥完納証明書

〔実績報告時提出書類〕

- ①岩城教育文化等人材育成事業実績報告書（様式第6号）
- ②研修報告書
- ③経費の収支決算書
- ④研修時の資料等（受講資料 など）
- ⑤領収書の写し
- ⑥研修等の様子がわかる写真等

《Q & A》 ～人材育成活動支援事業について～

Q. 岩城地域内に事業所を開設しています。本荘地域のホテルを会場に社員研修を実施したいのですが対象となりますか。

A. 岩城地域内にある事業所の従業員等を対象に実施する研修会であれば、会場が市内他地域であっても対象となります。他市町村での開催は対象外とします。

Q. 岩城地域内に営業所を開設していますが、事務手続き等を含め営業所主催で研修会を行うことが困難です。秋田市内の本社が主催する形で研修実施した場合、対象となりますか。

A. 岩城地域内にある事業所の従業員等を対象に実施する研修会であれば、主催者（申請者）が岩城地域外の本社等であっても対象となります。ただし、本社主催で複数の支社を対象にするなど、全社的な位置づけの研修会については、受講者に岩城地域内に勤務する従業員が含まれる場合であっても対象外となります。

Q. 岩城地域内の営業所で研修開催したいと考えております。同社の他の営業所から従業員が参加する場合は対象になりますか？

A. 主として岩城地域内にある事業所の従業員等を対象に実施する研修であれば対象となります。

Q. 飲食費は対象外とのことですが、招聘する講師の昼食代は対象となりますか。

A. 講師本人の昼食代に限り対象となります。ただし、付随する懇親会等の経費については講師本人の分であっても対象外となります。

Q. 岩城地域内に事業所を開設しています。従業員を県外での研修に参加させたいと考えていますが対象となりますか。

A. 本事業は、岩城地域内の事業所が従業員等の能力向上のために実施する研修会などに対する助成を目的としており、単なる外部研修の参加費については対象外となります。なお、当該従業員が岩城地域在住である場合は、「1. 人づくり事業 ①人材育成スキルアップ事業」の対象となる可能性がありますのでご相談ください。

産業振興事業

起業支援事業

〔補助の条件等〕

対象：市内で起業しようとする岩城地域在住の個人 または 岩城地域内に事業所等を設置し起業しようとする由利本荘市民

対象事業：市内での新規起業

助成：1回限り

※認定連携創業支援事業者による事業計画策定支援等を受けるとともに、継続的に経営指導等の支援を受けようとする者であること。

〔補助金の額〕

対象経費の2/3以内（最高限度額300万円）

〔対象経費〕

不動産賃貸料、サーバーレンタル料、ホームページ作成費用、広告料、従業員人件費（本人・家族・役員除く）、備品購入費 など

〔補助の対象とならない経費〕

起業家本人の報酬、役員への報酬、企業者家族等に対する給与・賃金等、建物の建築費・改修費、一般事務用品など消耗品に類するもの など

【対象事業例】

- ・事業所建設箇所の土地借り上げ料、事業所用建物の借り上げ料、自社ホームページ作成に係るコンテンツ作成委託料及びサーバーレンタル料、自社製品の製造に要する機械器具購入費、店舗の什器購入費 など

〔申請時提出書類〕

- ①岩城教育文化等人材育成事業審査申請書（様式第1号）
- ②岩城教育文化等人材育成事業補助対象事業者概要書（様式第2号）
- ③法人登記簿（住民票の写し）
- ④事業計画書
- ⑤経費の収支予算書
- ⑥完納証明書

〔実績報告時提出書類〕

- ①岩城教育文化等人材育成事業実績報告書（様式第6号）
- ②事業報告書
- ③経費の収支決算書
- ④領収書の写し
- ⑤助成による資機材等の状況がわかる写真

【特記事項】補助金を受けた者は、事業実施の翌年度から3年の間、事業運営状況を市に報告するものとする。（以下の書類等を提出すること）

- ・事業運営状況のわかる書類
- ・収支決算書

《Q & A》 ～起業支援事業について～

Q. 条件になっている「認定連携創業支援事業者による事業計画策定支援等」とはどのようなものですか。

A. 由利本荘市商工会が「認定連携創業支援事業者」となっています。本事業の実施にあたり、市商工会から事業計画策定についての支援や経営指導などを受けることで、事業実現の確実性を担保しようとするものです。申請時に添付する事業計画書及び実績報告時に添付する事業報告書は市商工会の指導に基づき作成していただくことになります。

Q. 岩城地域に居住しており、秋田市内での起業を考えています。対象になりますか。

A. 本事業は「岩城教育文化等人材育成基金」を原資とする補助事業であるため、岩城地域の活性化や人材育成に資する活動であることが大原則となり、岩城地域居住者であっても起業を漏れなく支援するものではありません。申請者の起業行為が岩城地域や由利本荘市の活性化につながるということが重要であるとの観点から、他自治体での起業は対象外となります。

Q. 不動産の賃借料は対象となっていますが、土地や建物を購入する経費は対象になりますか。

A. 事業実施後の転売等を防ぐ観点から、土地、建物などの不動産の購入費は対象外となります。同様に、車両など的高額資産の購入費は対象外とします。

Q. 建物の改修費は対象外となっていますが、製品製造機器を設置するために建物の改修が必要です。どのような取り扱いになりますか。

A. 製品製造機器の設置のために必要な建物の改修・改造経費（機器設置に伴う配線・配管、配電盤交換、換気扇設置のための外壁改修など）は、助成の対象とします。ただし、建物の老朽化などにより必要な修繕や、事業所開設に伴う一般的なリフォーム経費などは対象外となります。

Q. 建物の改修費は対象外となっていますが、社名看板の設置が必要です。どのような取り扱いになりますか。

A. 社名看板の設置については、建物への看板取り付け、敷地内への看板設置ともに、広告料

の一環とみなし対象とします。

Q. 居抜き物件を借りる予定で、ガラス面や壁面にデザインラッピングやカッティングシートでのデコレーションをしたいと考えています。建物の改修扱いとなり対象外ですか。

A. 対象外とする建物改修等は、建物の老朽化などにより必要な修繕や、事業所開設に伴う一般的なリフォーム経費などを想定しています。ガラス面へのラッピング等は、社名看板の設置と同様の取り扱いとし対象とします。

Q. キッチンカーによる飲食事業を考えており、車両の購入費・改造費が必要です。対象となりますか。

A. 前述のとおり車両の購入費は原則として対象外となります。リース等での対応をご検討ください。

Q. 不動産やサーバーの賃借料が対象となっていますが、車両やOA機器のリース料も対象となりますか。

A. 事業運営に必要となる機器その他のリース料は対象となります。

Q. 自社従業員の制服を用意したいのですが対象となりますか。

A. 服飾等については消耗品に類すると判断され、対象外となります。

Q. 税理士や会計士などの顧問料・委託料は対象となりますか。

A. 新規起業にあたっての直接的経費でなく事業主旨に合致しないため対象外となります。

産業振興事業

事業拡大支援事業

〔補助の条件等〕

- 対象：①起業から5年未満の岩城地域に居住する個人
②起業から5年未満の岩城地域に設置された事業所等

対象事業：新商品開発などに伴う事業拡大

助成：1回限り

※認定連携創業支援事業者による事業計画策定支援等を受けるとともに、継続的に経営指導等の支援を受けようとする者であること。

〔補助金の額〕

対象経費の2/3以内（最高限度額200万円）

〔対象経費〕

新商品の研究開発費、自社商品等の展示会出展経費、新商品等に係る広告料、自社が使用するソフトウェア開発・改修経費、事業拡大による新規雇用人件費 など

〔補助の対象とならない経費〕

新商品の製造経費、既存商品増産のための設備投資、建物等の増築費、企業者本人・役員等及び既雇用社員の報酬給与増額 など

【対象事業例】

- ・新商品開発のための研究委託費、展示会等のブース借り上げ料、新事業展開のための新規雇用に伴う人件費、自社社屋等増設に伴う備品購入費 など

〔申請時提出書類〕

- ①岩城教育文化等人材育成事業審査申請書（様式第1号）
- ②岩城教育文化等人材育成事業補助対象事業者概要書（様式第2号）
- ③法人登記簿（住民票の写し）
- ④事業計画書
- ⑤経費の収支予算書
- ⑥完納証明書

〔実績報告時提出書類〕

- ①岩城教育文化等人材育成事業実績報告書（様式第6号）
- ②事業報告書
- ③経費の収支決算書
- ④領収書の写し
- ⑤助成による資機材等の状況がわかる写真

【特記事項】 補助金を受けた者は、事業実施の翌年度から3年の間、事業運営状況を市に報告するものとする。（以下の書類等を提出すること）

- ・事業運営状況のわかる書類
- ・収支決算書

《Q & A》 ～事業拡大支援事業について～

Q. 岩城地域内で店舗経営しており、同地域内にもう1店舗を開設したいと考えています。対象となりますか。

A. 本事業（事業拡大支援事業）の対象となり、補助金額は対象経費の2/3以内（最高限度額200万円）となります。対象経費などの取り扱いについては、「2. 産業振興事業 ① 起業支援事業」の規定に準じます。

Q. 岩城地域内に事業所を開設しており、既存商品の増産を考えています。これに関わる機器増設などの経費は対象となりますか。

A. 本事業は「岩城教育文化等人材育成基金」を原資とする補助事業であるため、岩城地域の活性化や人材育成に資する活動であることが大原則となり、事業所の事業拡大を漏れなく支援するものではありません。単なる事業活動への支援ではなく地域の活性化に繋がる活動を特に支援するとの観点から、新規事業の立ち上げやこれに伴う新規雇用などを支援するものです。既存商品の増産などに伴う設備投資等は対象外となります。

Q. 事業拡大のため新規事業を立ち上げる予定で、これに伴い従業員を新規雇用したいと考えています。新規事業は、新従業員が従事することは困難であり、既雇用従業員が業務にあたることとなります。この場合新従業員の人件費は対象となりますか。

A. 事業拡大のために新規雇用が生じる場合であれば人件費が対象となります。事業拡大に伴う増員に対する支援であり、雇用した従業員の配置・配属を限定するものではありません。

Q. これまで行っていなかったインターネット販売を始めたいと考えています。これに関わる経費は対象となりますか。

A. 事業拡大の一環と判断されるため基本的には対象となります。ただし、インターネット販売にはいろいろな形態があるため様々な経費構成（サーバーリース料、ドメイン使用料、サイト利用契約、など）が想定され、個別の判断が必要と考えられます。事前にご相談をお願いします。

文化スポーツ振興事業

文化スポーツ育成事業

[補助の条件等]

対象：岩城地域の小・中学校に属する児童生徒で構成される団体（部活動、スポーツ少年団、これに類するもの。その他市長が認めるもの）

助成：年1回限り

[補助金の額]

1団体につき対象経費の3/4以内（最高限度額50万円）

[対象経費]

チームが所有する備品等の購入費、各団体が主催する大会開催経費、技術向上のための研修等への参加経費 など

[補助の対象とならない経費]

個人に帰属するべき用具等、競技等に関する消耗品費、飲食費 など

【対象事業例】

- ・部活動等に使用する備品購入費（野球部のバッティングマシーン、バレーボール部のネット、剣道部の防具等、吹奏楽部の楽器各種 etc）
- ・各種大会開催経費（会場借り上げ料、審判員依頼費、放送設備の賃借料、印刷費、飲み物代 など）
- ・研修等への参加経費（受講料 など）

[申請時提出書類]

- ①岩城教育文化等人材育成事業審査申請書（様式第1号）
- ②岩城教育文化等人材育成事業補助対象事業者概要書（様式第2号）
- ③代表者住民票の写し
- ④構成員名簿
- ⑤事業概要説明書
- ⑥経費の収支予算書
- ⑦備品等保管場所の説明資料、許諾の証明書等（備品購入費の場合のみ）

[実績報告時提出書類]

- ①岩城教育文化等人材育成事業実績報告書（様式第6号）
- ②事業報告書
- ③経費の収支決算書
- ④領収書の写し
- ⑤団体の活動内容がわかる写真

《Q & A》 ～文化スポーツ育成事業について～

Q. 対象となる経費、ならない経費がよく判りません。詳細を教えてください。

A. ①備品等購入費については、チームとして所有するものを対象、個人が所有するものを対象外としており、併せて経常的に使用する消耗品の物品は対象外との考え方をしております。不明の場合はお問い合わせください。

②大会開催経費については、開催にあたって特に必要となる会場借り上げ料、審判員依頼費、放送設備の賃借料、プログラムの印刷費などを対象とします。通常の活動にあたり経常的にかかる経費は対象外となります。また飲食費については、審判員の昼食代は対象としますが、自チーム選手の昼食・弁当代や、指導者・保護者を含む懇親会費などは対象外となります。

③研修参加費については、受講料や参加費が対象となります。移動に関わる経費については、小・中学生は保護者同伴が原則となる観点から対象外となります。

Q. 自チームが全国大会に出場することになりました。旅費などについて対象になりますか。

A. 本事業の手続きとして、前年度に書類申請～審査会を経て、翌年度に事業実施という流れになります。試合結果により参加の有無が流動的な各種大会などの経費について申請することは事実上不可能であり、本事業では対象とすることを想定しておりません。

Q. チームに属さずに個人で競技を行っています。申請できますか。

A. 団体であることを補助対象の条件としており、個人に対する助成はいたしません。

Q. 研修等への参加費について、保護者などが参加する審判員講習の参加費は対象になりますか。

A. 生徒・児童である「選手」が参加する研修を想定しております。保護者等が参加する指導者研修、審判員研修などは対象外となります。

同様に、競技団体への登録費や会費・負担金などは対象外となります。